〇〇議会　〇〇議長様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和〇年　〇月　〇日

請 願 者

住　　所

電話

紹介議員

労働基準法「改正」をやめ労働者の心身の健康と生活を守る請願

請願趣旨

政府の研究会では、「労働基準法制における基本的概念が実情に合っているかの確認」として、変化する経済社会の中で、「『労働者』『事業』『事業場』等の労働基準法制における基本的概念についても、経済社会の変化に応じて在り方を考えていくことが必要である」（「新しい時代の働き方に関する研究会」2023年10月20日）との報告書を出しています。さらに政府の労働基準関係法制研究会では、「今後の研究会に向けての整理」（2024年４月２３日）として、① 労働時間法制　② 労働基準法の「事業」　③ 労働基準法の「労働者」 ④ 労使コミュニケーションの４つをかかげています。

これは大企業団体の方針に沿った規制緩和の検討課題であり、法の基本概念も大きく変えシンプルにして、具体的には企業内の【労使自治】と【本人同意】として、例えば、超勤手当や深夜割賃金のカットなどを進めようとする「４０年ぶりの大改正」です。

現在でも労働法違反が続いています。「サービス労働が蔓延」や「労働条件の明示義務違反」や特に「賃金未払い」など今までにない違反件数になっています。全国の健康診断結果も不調状態が続いています。技術革新など労働環境の変化があったとしても、ゆとりではなく長時間過密労働が強められています。メンタルヘルス不調者も増加の一方です。

その中で労働基準法の「改正」とは、必ず労働者の心身をさらに破壊し、生存を脅かしていきます。今すべきことは、大企業のための労働基準法の「改正」ではなく、国の公的責任として労働者の心身の健康と生活を守ることです。

つきましては地方自治法第９９条の規定により意見書の提出を請願いたします。

請願項目

１． 企業優先で進んでいる労働基準法「改正」をやめ、労働者の心身の健康と生活を守ることを国の公的責任としていただきたい。

提出先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣　経済産業大臣　総務大臣